

第4回 鎌倉市学校整備計画検討協議会 議事録	
日 時	令和5年(2023年)3月27日(月)10時00分から11時45分
場 所	鎌倉商工会議所1階102会議室
出席委員	黒木委員、佐藤委員、實方委員、倉斗委員、梨本委員、河合委員、中尾委員、渡辺委員
欠席委員	高橋委員
出席した職員の職氏名	佐々木教育文化財部長、茂木教育文化財部次長兼教育総務課長、下澤学校施設課長、萩原学校施設課施設担当担当係長、渡辺学校施設課施設担当主事
内 容	(1) 施設(諸室等)の規模について (2) 小学校・中学校の適正規模・適正配置について (3) 学校整備計画策定支援業務の進捗報告について
そ の 他	

事務局 (下澤課長)	(開会に当たり、協議会委員9名中8名の出席により、過半数である定足数に達していること、欠席委員から事前に連絡をいただいていること、高橋会長が欠席のため渡辺副会長が会議を進行することを報告)
渡辺副会長	第4回鎌倉市学校整備計画検討協議会を開会します。
内容(1) 施設(諸室等)の規模について	
渡辺副会長	事務局から説明をお願いします。
事務局 (萩原係長)	<p>内容の(1)、「施設(諸室等)の規模について」を説明します。</p> <p>資料は、資料1「施設(諸室等)の規模について」になります。</p> <p>学校施設の改築や長寿命化改修などにおいては、学校ごとに敷地面積や要件、学校規模、周辺環境、地域特性などが異なることから、学校施設の統一的な数値の設定は困難であると考えています。</p> <p>しかし、学校間における教育環境の格差をできる限り生じさせないようにするとともに、コストの推計や設計・工事期間の短縮を目的として、教室や特別教室、管理諸室等における一定の仕様を示しておく必要があります。そこで、「学校整備計画」では、改築や長寿命化改修における学校施設の標準仕様を示したいと考えています。</p> <p>本日は、現時点における施設(諸室等)の規模等の考え方を御説明させていただき、御意見等を頂戴できればと考えております。</p> <p>資料の1ページを御覧ください。学校施設における諸室等の規模や配置、仕様等については、文部科学省が令和4年6月に策定した「小学校施設整備指針」及び「中学校施設整備指針」を基に、本市の実情も勘案しながら整理したいと考えています。</p>

まず普通教室 1 室の面積を小学校、中学校それぞれ設定し、設計等における基本的な単位を「コマ」と表現することとします。

例えば、ある特別教室の面積が普通教室の 2 倍必要であれば、その特別教室の規模（面積）は、「2 コマ」と表現します。改築する場合の諸室等の規模（面積）は、この「コマ数」で表現することとします。なお、長寿命化改修においては、建物の柱の位置を変えるなど、構造体の変更は物理的に困難であり、窓側の壁を取り払って増築することにより教室を拡げることとも難しいと考えられることから、改築する場合の施設規模を意識しつつ、建物の構造を踏まえ、教育環境の機能向上を図っていくこととします。

1 の普通教室のイメージです。教室の大きさは、昭和 25 年（1950 年）に作られた「鉄筋コンクリート造り校舎の標準設計」において、奥行 7m、間口 9m で面積は 63 m²、高さ 3m というプランが示され、今日に至るまで全国の学校で利用されてきたとされています。高度成長期は 1 学級 50 人が教室を利用していましたが、現在は小学校 35 人、中学校 40 人となり、利用する児童生徒数の上では余裕があるように感じられますが、実際は、電子黒板や GIGA スクール構想の導入によるタブレット端末の充電保管庫の設置により、教室のスペースが削られている実態があります。

また、教科書やノートが B5 サイズから A4 サイズに大判化されたり、タブレット端末の使用により教室机が手狭になっており、新 JIS 規格では、机面のサイズが従来より幅、奥行とも 5cm 拡大されており、普通教室の面積設定に当たっては、このことも考慮する必要があります。なお、本市の教室机は旧 JIS 規格となっており、今後時機を見計らって入れ替えることになると考えられます。

(1) 小学校のイメージを御覧ください。小学校の教室机は、新 JIS 規格である幅 65cm、奥行 45cm、机間の通路幅や前後間隔はオフィス家具メーカーが示している寸法などを参考に、それぞれ、55cm、50cm とし、教卓やロッカーを配置、車椅子の回転スペースを考慮すると、教室の大きさは、奥行 8m、間口 8.5m で、面積 68 m²が必要となります。

資料は、2 ページにまいりまして、(2) 中学校のイメージを御覧ください。中学校は、小学校と同様な考え方の元、教室机を幅 70cm、奥行 50cm とすると、教室の大きさは、奥行 8m、間口 10m で、面積 80 m²が必要となります。普通教室の大きさについては、今後、他都市事例等も参考にしながら更に精査し、基本となるサイズを示したいと考えています。

(3) 現在の普通教室の面積では、学校ごとに普通教室の大きさを記載しています。小学校、中学校とも、64 m²程度の教室が多くなっています。

資料は、3 ページにまいりまして、施設の規模等に入ります。

ここでは、まだ検討段階ですが、普通教室や特別教室、管理諸室、屋外運動場、屋内運動場など、学校に必要な施設の規模等の考え方を示してい

	<p>ます。表の左から、諸室名、規模、ここは先ほど説明したとおり、普通教室を1コマとした規模を記載しています。その左に配置や仕様等のポイントを記載しています。なお、諸室については、ここに記載した部屋を設置することを決定しているものではないことを御理解ください。</p> <p>6ページを御覧ください。開放施設については、現在も第一小学校、御成小学校、今泉小学校、手広中学校において、生涯学習施設として開放しており、子ども施設については、「公共施設再編計画」の再編方針において、「小学校の建替え等の際は、子どもの家・子ども会館の複合化を前提に整備する」とされています。両施設とも、改築や長寿命化改修を行う際の検討項目になると考えています。屋外運動場、プール、屋内運動場についても、配置や仕様等を示していこうと考えています。防災施設については、現在も主に屋外運動場に防災倉庫や備蓄倉庫が設置されていますが、学校が災害時の避難所としての機能を担っていることから、避難所との利便性なども踏まえる必要があると考えています。</p> <p>資料2「必要面積について」を御覧ください。学校の校舎、屋内運動場、屋外運動場については、必要な面積の算出方法が示されています。1「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」には、国庫補助を受ける際に必要となる校舎と屋内運動場の必要面積が示されています。2ページにまいりまして、「小学校設置基準」及び「中学校設置基準」では、校舎と運動場の必要面積が示されています。</p> <p>資料3「校舎、屋内運動場、屋外運動場の面積一覧」を御覧ください。現在の校舎、屋内運動場、屋外運動場の面積を記載しています。今説明した面積を満たしていない部分に、下線を引いています。これらの必要面積を満たしていない施設については、今後の児童生徒数や学級数の推計を踏まえながら解消していく必要があると考えています。以上で説明を終わります。</p>
渡辺副会長	ただいまの説明について、質問等がありますか。
倉斗委員	資料1の1ページと2ページに小学校と中学校教室の図が載っており、中学校では新JIS規格対応の机が700×500と記入されていますが、これを狙っていくということでしょうか。
事務局 (下澤課長)	現状は旧JIS規格の大きさになっており、もう少し大きい方が良いと考えてるところです。
倉斗委員	現状の話をしますと、700×500のタイプは結構大きめなものと思います。実際に利用されている学校は全国的に少なく、教室に入らない状況だと思います。実際これができればいいのですが、なかなかハードルが高い印象があります。タブレットや従来の教科書などがあり、机が狭いことが話題になっていますが、過渡期であることを考えると、必ずしも必要なのか検討すべきであると思うので、意見としてお伝えします。

渡辺副会長	ほかにいかがでしょうか。
梨本委員	<p>今、倉斗先生から御指摘があったように、学び方のイメージがこれから変わっていく中で、鎌倉らしい学び方のイメージを体現していただければと思います。</p> <p>4ページのラーニング・コモンズについて、学校図書館と ICT 学習室、多目的室が一緒になっているイメージは全国的にも実現されているところがあると思いますが、学校図書館の機能は先生方の学習にも役立つと思うので、ラーニング・コモンズのイメージをもう少し伺いたいのと、同じ4ページの一番上にある、習熟度別学習室は、少人数対応の教室という理解でよろしいでしょうか。</p>
事務局 (下澤課長)	ラーニング・コモンズについては具体的な青写真はなく、先進の自治体の例から仕組みを考えたものですが、今後もう少し勉強していきたいと思っています。習熟度別学習室については、お見込みのとおり少人数の対応の教室になります。
梨本委員	以前、倉斗先生から千葉県流山市のおおたかの森の小・中学校の図書館は地域開放をしているという紹介がありました。少し特殊な事例になるかもしれませんが、最近では、福島の大熊町に4月にオープンした施設は中央に図書館があり、小中学校と保育園も併設されています。図書館の位置をどのようにするか、またどのように地域開放していくかということも、せっかくの機会なので考える必要があると思いました。
渡辺副会長	ありがとうございました。ほかに御意見がなければ先に進めたいと思いますが、その前に事務局にお願いがあります。資料はできるだけ事前配付していただくと助かります。かなりのボリュームがありますので、極力資料は事前送付いただければ、皆さん事前に目を通して、意見や質疑がしやすくなると思いますので、ぜひ検討をお願いします。
内容(2) 小学校・中学校の適正規模・適正配置について	
渡辺副会長	それでは内容の(2)小学校・中学校の適正規模・適正配置について事務局から説明をお願いします。
事務局 (萩原係長)	<p>内容の2、「小学校・中学校の適正規模・適正配置について」を説明します。</p> <p>まず、「適正規模」と「適正配置」とは何だろうと思われた委員の方もいらっしゃると思います。「規模」とは、学校の規模であり、学校全体の学級数を指しています。小学校であれば1年から6年までの学級の総数、中学校であれば1年から3年まで学級の総数ということになります。法令上、学校の規模の標準は、学級数によって設定されており、小学校、中学校共に「12学級以上18学級以下」とし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」とされています。「配置」とは、学校を割</p>

り当てることで、「適正配置」とは、適正な学校規模を確保するために、学校の新設や統合、通学区域の変更などにより対応することです。

通学区域については、法令上の定めはありませんが、公立小中学校の施設整備に対する国の補助金（負担金）について定めた「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」では、適正な学校規模の条件として、「学級数がおおむね 12 学級から 18 学級までであること。」「通学距離が、小学校にあってはおおむね 4 km以内、中学校にあってはおおむね 6 km以内であること。」としています。

「適正規模・適正配置」については、本市でも検討した経過があり、教育委員会定例会において、適正規模・適正配置の基本的な考え方について御意見を伺ったことがあります。GIGA スクール構想の導入や、小学校の学級編成が 35 人に引き下げられるなどの教育を取り巻く環境の変化、児童生徒数や学級数の推計が難しいなどにより、方針や計画として決定したものはありません。しかし、今後の学校施設の整備に際しては、「適正規模」を踏まえた上で、適正に配置していく必要があります。教育委員会としても一定の考え方を整理しておかなければならないと考えています。そこで、本日は、文部科学省が示している「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を御紹介させていただき、委員の皆さまに「適正規模」や「適正配置」について、御意見を頂戴できれば考えております。

資料は、資料 2、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」になります。

1 ページを御覧ください。

まず、学校規模適正化の背景とこの手引の位置付けですが、(1) 学校規模の適正化が課題となる背景は、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましい。

各市町においては、標準や通達、手引きを参考としながら、それぞれの地域の実情に応じて、学校規模の適正化の検討を行ってきたところであり、5 学級以下の小規模校は減少、標準規模の学校は増加傾向にある。

地域コミュニティの衰退、三世帯同居の減少、共働き世帯や一人親世帯の増加、世帯当たりの子どもの数の減少といった様々な背景の中で、家庭や地域における子どもの社会性育成機能が弱まっているため、学校が背負う規模であることに伴う課題が、かつてよりも一層顕在化しているとの指摘がある。

通学条件については、現在はスクールバスをはじめ、路線バスやコミュニティバス等を含め、多様な交通機関が通学に活用されているとしています。

(2)「学校規模の適正化に関する基本的な考え方」は、教育的な観点からは、3ページにまいりまして、児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に捉え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために適正化の検討が必要、地域コミュニティの核としての性格への配慮からは、学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子どもの保護者の意見を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得るなど、丁寧な議論を行うことが望まれるとしています。

(3)「地理的要因や地域事情による小規模校の存続」は、4ページにまいりまして、学校が小規模であることのメリットを最大化し、デメリットを最小化する工夫を計画的に講じていく必要があるとしています。

(4)「本手引の位置付け」は、市町村が学校統廃合の適否やその進め方、小規模校を存置する場合の充実策等について検討する際の、基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等を取りまとめたものとする。ただし、本手引の内容を機械的に適用することは適当ではなく、あくまでも市町村における主体的な検討の参考資料として利用することが望まれるとしています。

資料は6ページにまいりまして、適正規模・適正配置についてです。

(1)学校規模の適正化に関し、検討の際に考慮すべき視点は、学校規模の標準は「12学級以上18学級以下」であるが、「地域の事情があるときはこの限りでない」という弾力的なものとなっていることに留意が必要である。具体的にどのような教育上の課題があるかを考えていく必要がある。学級数に加え、1学級当たりの児童生徒数や学校全体の児童生徒数、将来推計などの総合的な検討が求められるとしています。

基本的視点、学級数に関する視点では、学級数が少ないことによる学校運営上の課題は、①クラス替えが全部又は一部の学年でできない。②クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない。③加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい。④クラブ活動や部活動の種類が限定される。⑤運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる。⑥男女比の偏りが生じやすい。⑦上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる。⑧体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる。⑨班活動やグループ分けに制約が生じる。⑩協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる。⑪教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる。⑫生徒指導上課題がある子供の問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける。⑬児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる。⑭教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる。とし、複式学級の課題は、①教員に特別な指導技術が求められる。②複数学年分や複数教科分の教材研究・指導準

備を行うこととなるため、教員の負担が大きい。③単式学級の場合と異なる指導順となる場合、単式学級の学校への転出時等に未習事項が生じるおそれがある。④実験・観察など長時間の直接指導が必要となる活動に制約が生じる。⑤兄弟姉妹が同じ学級になり、指導上の制約を生ずる可能性がある。

他方で、複数学級編成ができる場合は、クラス替えが可能になる影響も含め、①児童生徒同士の間関係や児童生徒と教員との人間関係に配慮した学級編成ができる。②児童生徒を多様な意見に触れさせることができる。③新たな人間関係を構築する力を身に付けさせることができる。④クラス替えを契機として児童生徒が意欲を新たにすることができる。⑤学級同士が切磋琢磨する環境を作ることができる。⑥学級の枠を超えた習熟度別指導や学年内での教員の役割分担による専科指導等の多様な指導形態をとることができる。⑦指導上課題のある児童生徒を各学級に分けることにより、きめ細かな指導が可能となるといった利点があるとしています。

次に教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題は、学級数が少なくなると従い、配置される教職員数が少なくなるため、①経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる。②教員個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教員数が毎年変動することにより、学校経営が不安定になったりする可能性がある。③児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある、多様な価値観に触れさせることが困難となる。④ティーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法をとることが困難となる。⑤教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない。⑥学年によって学級数や学級当たりの人数が大きく異なる場合、教員間に負担の大きな不均衡が生ずる。⑦平日の校外研修や他校で行われる研究協議会等に参加することが困難となる。⑧教員同士が切磋琢磨する環境を作りやすく、指導技術の相互伝達がなされにくいいため、学年会や教科会等が成立しない。⑨学校が直面する様々な課題に組織的に対応することが困難な場合がある。⑩免許外指導の教科が生まれる可能性がある。⑪クラブ活動や部活動の指導者確保が困難となるとしています。

次に学校運営上の課題が児童生徒に与える影響は、①集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい。②児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい。③協働的な学びの実現が困難となる。④教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある。⑤切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい。⑥教員への依存心が強まる可能性がある。⑦進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある。⑧多様な

物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい。⑨多様な活躍の機会がなく、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しいとしています。

その上で、望ましい学級数の考え方は、小学校は、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上、全体で12学級以上が望ましい。中学校は、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上、全体で6学級以上が必要となり、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったためには、少なくとも1学年3学級以上、全体で9学級以上を確保することが望ましいとしています。

次に、併せて考慮すべき視点、学級の児童生徒数及び学校全体の児童生徒数では、学年単学級の場合の学級における児童生徒数に関して、学年単学級における児童生徒数が極端に少なくなった場合の課題は、運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる。クラス内で男女比の偏りが生じやすい。体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる。班活動やグループ分けに制約が生じる。協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる。教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる。児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる。教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎるとしています。

学校全体の児童生徒数に関して、学校全体の児童生徒数が極端に少なくなった場合の課題は、クラブ活動や部活動の種類が限定される。運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる。学校全体として男女比の偏りが生じやすい。上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなるとしています。

11ページから13ページかけては、現行の学校規模の標準(12～18学級)を下回る場合に、市において考え得る対応について、学級数を中心として大まかな目安が整理されており、本日は説明を割愛させていただきます。

資料は、14ページにまいりまして、大規模校及び過大規模校の課題は①学校行事等において、係や役割分担のない子供が現れる可能性があるなど、一人ひとりが活躍する場や機会が少なくなる場合がある。②集団生活においても同学年の結び付きが中心となり、異学年交流の機会が設定しにくくなる場合がある。③同学年でもお互いの顔や名前を知らないなど、児童生徒間の人間関係が希薄化する場合がある。④教員集団として、児童生徒一人一人の個性や行動を把握し、きめ細かな指導を行うことが困難であり、問題行動が発生しやすい場合がある。⑤児童生徒一人当たりの校舎面積、

	<p>運動場面積等が著しく狭くなった場合、教育活動の展開に支障が生じる場合がある。⑥特別教室や体育館、プール等の利用に当たって授業の割当てや調整が難しくなる場合がある。⑦学校運営全般にわたり、校長が一体的なマネジメントを行ったり、教職員が十分な共通理解を図ったりする上で支障が生じる場合があるとしています。</p> <p>資料は15ページにまいりまして、(2)学校の適正配置、通学条件に関し、【通学距離による考え方】は、小学校で4 km以内、中学校で6 km以内が、おおよその目安として妥当であると考えられるとしています。</p> <p>通学時間による考え方は、16ページにまいりまして、おおむね1時間以内を一応の目安としています。</p> <p>17ページにまいりまして、各地域における主体的検討の重要性は、通学距離や通学時間についても機械的に本手引の考え方を適用することは適当ではない。児童生徒の発達段階、保護者のニーズ、通学路の安全確保、道路整備や交通手段の状況、気候条件、学校統合によって生じる様々なメリット、通学時間が長くなることによるデメリットを緩和したり、解消したりする方策の可能性、その際の学校・家庭・地域・行政の役割分担の在り方などの観点を全体的に勘案して、総合的な教育条件の向上に資する形で、通学距離や通学時間の目安を定め、学校の適正配置の検討を行う必要があるとしています。</p> <p>18ページ以降は、第3章 学校統合に関して留意すべき点、第4章 小規模校を存続させる場合の教育の充実、第5章 休校した学校の再開、第6章 都道府県の指導・助言・援助の在り方が示されていますが、本日は、学校の規模や、通学距離、通学時間、公共交通の利用など学校の配置に関する御意見を伺いたく、資料の説明はここまでとさせていただきます。</p> <p>資料5、「小学校・中学校の適正規模に関する法令等」は、冒頭に説明しました適正規模に関する法令等を掲載しております。</p> <p>また、資料6は、1月に開催した当協議会で報告しました「将来の児童生徒・学級数の推計」を、資料7は、「学校配置図」を御用意しましたので、御参照ください。以上で説明を終わります。</p>
渡辺副会長	説明の中で11ページの学校規模の基準を下回る場合の対応の目安については説明を割愛するということでしたが、何か意図するところがあるのですか。
事務局 (下澤課長)	特に意図はありません。本日はどのぐらいの学級数が適正なのかなど、率直な御意見をいただければと思います。
渡辺副会長	分かりました。委員の皆様は質問等ありますか。
黒木委員	通学距離について、鎌倉市で一番遠いお子さんがどれぐらいなのか具体的な距離は分かりますか。私は腰越なのですが、歩いて1時間以上かけて通学している同級生がいたり、腰越中は江ノ電に乗って通学している子は

	あまりいいのですが、手広中の子が鎌倉山までバスで来たりしているので、具体的なことを伺いたいと思いました。小学生もバスに乗ってロータリーまで来ているので、バスの利用者や具体的な距離、通学時間を教えていただければと思います。
事務局 (下澤課長)	具体的な距離や時間がどのぐらいかは把握していませんが、十二所から第二小学校へ通学している児童や、七里ガ浜から腰越中学校に通学している生徒もいます。具体的な調査をしたいと思います。
渡辺副会長	次回に提示できればお願いします。
倉斗会長	資料4は国の方針ですが、この中にも書かれているように、適正配置や適正規模は地域の実情に合わせてというところが非常に重要で、鎌倉市の場合、地図上で見る距離と実際の通いやすさがあると思います。高低差もあり、いろいろな実情があると思うので、安全に通えるということを考えていく必要があると思います。また、コミュニティを考慮する必要があると思います。そのため、御説明いただいたのは国の話であり、鎌倉市としての方針を示すことになると思います。そのあたりは既に示されていると思いますが、今回は議論しなくてよろしいでしょうか。
事務局 (下澤課長)	本日の御意見を踏まえた方針をお示しし、改めて御意見を伺いたいと考えています。
倉斗会長	わかりました。資料の説明で終わっている感じだったので確認させていただきました。
渡辺副会長	公共施設再編計画に学校の統廃合が書かれていると思います。この協議会では統廃合に関する結論は出さないと聞いていますが、いずれ統廃合をするときの基準として今回の手引を使い、地域の実情を加味することがあれば、それを踏まえた中で、次の段階として実際の統廃合という話が出てくると思うので、今日は、あくまでも手引の説明ということでよろしいでしょうか。
事務局 (佐々木部長)	今まとめていただいたとおり、基本的な考え方を今日はお示しをさせていただいたところです。ただ、これまでも各学校の現状などを第1回目からお話をさせていただいて、前回、今後の学級数とか児童生徒数の推計を提示させていただきました。その中で、鎌倉市内の学校におきましても、例えば稲村ヶ崎小学校、植木小学校のように学年で1クラスしかない学校もあれば、深沢小学校のように1学年4学級もある学校もあるので、こういった学校間格差における差異がある状況での学習環境をどのようにしたらいいのかということも、皆さんにご意見をいただければというふうに思っています。先ほど、国の手引に基づいてご説明をさせていただきましたけれども、単学級の学校では当然クラス替えができないので、6年間ずっと同じ子供たちと過ごさなければなりません。例えば、何か学校でトラブ

	<p>ルがあったりとか、学校に通いづらいというふうな状況が起きたりした場合、対応がしづらいような状況もあります。先生方も、基本的には学級に一人の先生というのが配置される状況になっていますので、先生も小学校の方では余裕がない状況です。これまでも先生方の働き方改革など様々な問題がある中で、学校全体をどういうふうに運営していくのかというところで、例えば今お話したような部分を、1学年2学級の方が良いとか、皆さんの率直なご意見等をいただいて、今後さらに学校の適正規模配置というのも、教育委員会としてお示しをして、ご議論をしていきたいというふうに思っておりますので、そういった視点で今日はご意見をいただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
渡辺副会長	<p>ありがとうございます。それから、第1回目協議会の資料の「鎌倉市学校整備計画の目的と経過について」では、計画期間は40年程度と想定されています。その間、こういった指針に基づくような形での統廃合は考えられるのですか。</p>
事務局 (佐々木部長)	<p>現在、全国的に人口が減ってきているという状況がありますので、今後の長いスパンの中では統廃合ということが生じる問題だと認識しており、例えば、一つのクラスの中に3年生もいれば、4年生もいるという複式学級の状況にもなるような時機を見据えながら、統廃合のことを検討していきたいと思っています。その一つの基準としては適正規模配置をどういうふうにしていくのかということなのですが、前回、お示しをさせていただいたように、当面の推計の中では、児童生徒が減らないというような状況もありますので、当面はこの25校体制だと思っておりますが、例えば20年後、25校体制かということ、人口動態的に減っていくと言われていまして、現状として減ってきている状況もありますので、状況を的確に捉えながら判断していきたいと思っております。</p>
渡辺副会長	<p>令和5年度末までに計画を策定するということですが、その時点における適正規模や適正配置の考え方をこの協議会でまとめたいということと思います。他に質問等がありますか。</p>
梨本委員	<p>資料の後ろの方を見ると、小規模校のメリットも書かれていて、複式学級だと話は変わってくるかもしれませんが、場合によっては1学年1クラスのメリットもあると思っています。また、公立小学校におけるスクールバスの利用について、皆さんの御意見を伺いたいと思います。小学校低学年の子たちが通学に時間をかけているのであれば、そういった手段も考えながら、適正配置が検討できると思います。体力的、安全、安心といった面で通学距離を長くすることは適切ではないという意見もあると思います。公立学校ということ考えたときに、通学時間が長くなったり、場所がかなり離れたりすることが適切なのか考える必要があると思いました。学校によってはそういう意味で格差というか、ある学校はたくさん学級が</p>

	あり、ある学校は小規模といった考えが認められるのかという点については、私は認めてもいいと思っていて、学級数が多い学校が苦手な子どもは小規模の学校に移るといことも場合によってはあってもよいと思います。地域によって学級の規模が違うことの議論が必要だと思っています。
中尾委員	私は小規模校の中学校に勤めていた経験があるのですが、単学級になったことがありました。小規模校のいいところはたくさんありますが、生徒のことを考えると資料にもありましたが、人間関係の点やお互いの評価という点では2学級以上ある方がいいと感じています。稲村ヶ崎小や植木小、富士塚小など人数が少ない学校では、施設という意味でも、例えば富士塚小は以前は大きな学校だったので空き教室がかなりあるように思いますが、隣接している山崎小学校は空き教室がなく、今年は分かりませんが、以前は給食を置いておく部屋もなく非常に苦労していたと聞いています。この協議会は就学区域を議論するところではないとは思いますが、選択できるような方法などを考えてもよいと思います。
佐藤委員	今お話にあった富士塚小学校に子どもが通っていて、1年生のときは2クラスだったのですが、支援学級を除いた人数で35人を超えないと2クラスにならないので、2年生は転校などがあり1クラスになっています。少人数ですごくよかったですのですが、やはり2クラスから1クラスになると人数が増えてしまい、子どもたちのハードルが大きかったと思います。35人学級になる前の学年の子ども達は、同じ40人の場合も1クラスだったので、机が斜めに配置されていて、先ほどの資料1のような配置は絶対無理な状況にあり、かわいそうだと思います。クラス替えに関しては、今の2年生は1クラスでよかったと言っていますが、いい子たちに恵まれるかどうかということもあり、2クラスの方が子ども達の逃げ道になると思います。鎌倉市としては、35人という基準を満たさないと2クラスもならないのでしょうか。
事務局 (佐々木部長)	一応法令になっていますので35人というのが下限です。ただ、学校運営の中で加配教員を配置しクラスを分けて学級運営を行っている学校もあります。一応法令上は35人で、段階的に4年5年6年と拡大していくこととなっておりますが、鎌倉市教育委員会としては、法令対応だけでなく、加配教員を配置しクラス分けができるような学校運営体制の支援も行っております。この支援は引き続き行っていく予定です。
渡辺副会長	子どもの立場から見ると単学級がよかったり、教える側からしたらそれは難しかったり、どちらから見るかということによって変わってくるように思います。ほかに御意見なければ次に進みたいと思います。
内容(3) 学校整備計画策定支援業務の進捗報告について	
渡辺副会長	それでは内容(3)、学校整備計画策定支援事業の進捗状況について事務局から説明をお願いします。

<p>事務局 (萩原係長)</p>	<p>内容の3、「学校整備計画策定支援業務の進捗報告について」を説明します。本委託業務については、現在、調査事項、資料作成など、委託した業務の最終調整を行っているところであり、次回以降、適時、業務の成果を報告しながら「学校整備計画」の検討を行ってまいりたいと考えているところです。本日は一点だけ、建築を専門としている倉斗委員にお伺いしたいことがございます。長寿命化改修では、建物をスケルトン状態にして、物理的な不具合を直し建物の耐久性を高めることに加えて、建物の機能や性能を現在の学校に求められる水準まで引き上げようと考えているところです。本市の学校施設は、旧耐震基準、新耐震基準により建築した建物混在していますが、その中で旧耐震基準により建築した建物について伺います。旧耐震基準の建物は、耐震補強をして一定の強度を得ていますが、そもそも耐震補強した建物、言い換えれば補強をしなければ強度を得られない建物を、更に長寿命化改修することは考えにくいとの見解を、支援業務を委託している業者が示しています。確かに耐震ブレースが入っていたり、レイアウトの自由度が低かったりするとともに、長寿命改修で国庫補助を受けるには、今後30年以上、建物を使用することが要件とされていること、本市では学校施設の目標使用年数を80年と考えていることを踏まえると、工事着工時に建築後60年を経過しているような建物は長寿命化改修の対象にはならないと考えています。そこで、旧耐震基準で建築した建物の長寿命化改修について、専門的な観点からお考えをお聞かせいただくと助かります。</p>
<p>倉斗委員</p>	<p>今の質問に関してですが、旧耐震基準だからとか、新耐震基準だからというようなことと意見が違いますが、旧耐震の建物はそれなりに古いので、長寿命化改修に際しては、慎重に判断すべきだと思います。いろいろな条件がありますが、長寿命化改修等を検討するときは、コンクリートの状況を検査されると思いますが、理論的な話になり、一部のコンクリートや鉄筋の状況を見て全体がそうであるという想定の上に計算が行われるので、理論的にできるのではないかという判断になります。</p> <p>全国的に見ても、実際着手してみたら図面に書かれていないことがあったり、古い建物ほど想定外のことが起こりやすくなるので、簡単に長寿命化改修で対応できるという判断をすることには疑問を持っています。使い勝手の部分で言いましても、新しい教育が入っていく中で、例えばWi-Fiが教室に入ってきたりとか、以前は太陽の光が入って教室が明るくなるように作っていましたが、明るいことが授業に支障をきたすという話が出てきたり、光熱費の関係で大きい窓がよいのかという話も出てきており、大きく状況が変わっていく中、あるべき学校の建物は、専門家の中でも議論があります。そのため、昔建てられた建物を補強して、ものすごいお金をかけて使いづらいものを使い続けることの議論が必要だと思います。や</p>

	<p>はり、環境的な部分は居住性もそうですし、学習のスタイルという部分でも落ちてくると思うので、同じお金をかけるのであれば少しお金を足して新しいものを建てるということも可能性として十分考えていくべきだと思います。それからもう1点、鎌倉市のような地形ですと、長寿命化改修を選択した場合、校舎に居ながらの工事になるとか、仮設校舎を建てるか、ほかの学校の空いている教室を使うとかいろいろな可能性があると思いますが、いずれにしても工事車両の動線や工事中の子ども達の安全なども含めて総合的に考えていくと意外と難しいことが多く、結局、長寿命化改修で金額がいくらという想定をしても、後から仮設校舎などいろいろなことが出てくることもあるので、あまり簡単に考えられないと思います。先ほど、適正規模や適正配置という話もありましたが、そういったものを合わせて一番効率が良い方法を考えていく必要があります。国として長寿命化改修が進められていますが、必ずしもそれが正解とは考えずに検討することが必要だと思います。</p>
渡辺副会長	<p>ありがとうございます。内容(3)について、ほかに質問等なければ以上にしたいと思います。事務局から事務連絡をお願いします。</p>
事務局 (下澤課長)	<p>次第にありますその他につきましては特にございませぬ。また次回の日程については、改めて日程調整の御連絡をさせていただきますのでよろしくをお願いします。</p>
渡辺副会長	<p>それではこれをもちまして第4回鎌倉市学校整備計画検討協議会を終了します。ありがとうございました。</p>